

記号の見方 時日時 会場場 内容対 対象定 定員費 参加費 申申し込 締め切り 持ち物 問い合わせ

平成28年成人式を行います

時平成28年1月10日(日)
受付 午前9時～9時40分
式典 午前10時～10時50分
場中央公民館
対平成27年4月2日から平成28年4月1日に生まれた方

※市内在住の方には、10月末頃に案内ハガキをお送りします。届かない方は、社会教育課へご連絡ください。
 ※市内中学校出身で市外に転出された方も出席できます

す。市外に転出された方には案内ハガキを送付しますので、社会教育課へご連絡ください。
 ※駐車場に余裕がありませんので、車での来場はお控えください。
 ※成人式開催などについては、詳細が決まり次第、随時市ホームページでお知らせします。

社会教育課
 ☎443-1464

家屋調査にご協力ください

平成27年中に新築または増築された建物については、平成28年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。該当する建物には、課税職員が随時調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

なお、平成26年以前に建てられた建物についても床面積や構造にかかわらず、

相続税の申告要否判定コーナー

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) の「相続税の申告要否判定コーナー」では、法定相続人の数や個別の財産・債務の価額などを入力することで、基礎控除額などを自動で計算し、

相続税の申告要否のおおよその判定を行うことができます。

成田税務署資産課税部門
 ☎0476-28-5151

身近な防犯対策（乗り物盗）

乗り物盗とは、自動車、オートバイ、自転車などの乗り物を盗む犯罪です。平成27年1月から6月までの半年間に市内で発生した乗り物盗の被害は102件で、全刑法犯罪の約26%を占めています。

平成27年1月から6月の乗り物盗発生状況（暫定値）

- 自動車盗 16件
- オートバイ盗 13件
- 自転車盗 73件

被害に遭わないためにつけっぱなしで被害）

- ・車を離れるときは、わずかな時間でも窓を閉め、キーを抜き、ドアロック
- ・自宅駐車場にはセンサーライトや防犯カメラを設置する
- ・オートバイ盗（約4割がキーをつけっぱなしで被害）
- ・駐車するときは、キーを抜き、ハンドルロックを掛ける
- ・路上駐車をしない
- ・自転車盗（約5割が鍵をかけずに被害）
- ・備え付けの鍵だけでなく、ワイヤー錠やU字ロックなどで二重ロックする
- ・自転車防犯登録をする（自転車を購入した販売店などで登録できます）

防犯課
 ☎443-1119

交通災害共済に加入しましょう

交通災害共済は、交通事故で通院・入院をしたときに会費から見舞金をお支払いし、県民がお互いを助け合う共済制度です。

見舞金の対象となる事故は、車両（自動車、オートバイ、自転車など）の交通による事故で自動車安全運転センターから交通事故証明書（原則として人身事故扱いとされたもの）が発行されたものが対象です。

また、通院・入院に伴う診断書は、原則、交通災害

用診断書となります。（用紙は防災課にあります。）

共済見舞金
 死亡150万円
 傷害2～50万円
身障見舞金 50万円
交通遺児見舞金 50万円

遺児一人につき10万円
年会費 1人700円
共済期間 加入日の翌日から翌年8月31日まで

※受け付けは、随時防災課で行っています。

防犯課
 ☎443-1119

大人のためのおはなし会参加者募集

クリスマスや年越しなど、これから迎える季節を、一足早く、昔話や物語の中で味わってみませんか。

時11月19日(木)
場午後1時30分～3時
場図書館
対語り手 おはなし会ボランティア・職員

費無料
定30人（申込順）
申図書館カウンターまたは電話。なお、就学前のお子さんは別室でお預かりします。（定員5人、11月12日(木)締め切り）

問図書館
 ☎444-4946

長期間未返却の資料はありませんか

図書館では、長期間にわたり資料を返却いただけない方に対して、図書館資料の利用制限をしています。はがきによる督促を行った月の末日をもって、当該資料の返却が確認できない方は、督促対象となった資料が返却されるまで、貸出や予約・リクエストの受付が停止となります。また、すでに受け付けた予約やリクエストも取り消しとなります。

問図書館
 ☎444-4946

閉架書庫を開放します

普段は入れない書庫に入って、本を借りることができます。

時11月2日(月)・3日(火)
場特別開館日
場午前10時～午後4時

場図書館1階書庫（主に日本文学を所蔵）
申当日、図書館カウンター
問図書館
 ☎444-4946

千葉県最低賃金が改正

千葉県内の事業所で働くすべての労働者（パート、アルバイトなどを含む。）および、その使用者に適用される地域別最低賃金「千葉県最低賃金」が平成27年

10月1日から時間額817円（従来の798円から19円引き上げ）に改正されました。

問千葉労働局
 ☎221-2328